

平成29年

第3回組合議会定例会 会議録

平成29年12月25日

平成29年第3回愛北広域事務組合議会定例会会期日程

平成29年12月25日（1日間）

月 日	開 議 時 刻	摘 要
12月25日（月）	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開 会 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸般の報告 ○ 議案審議 議案第8号から第10号までを一括 提案説明 精 読 (議案ごとに) 質 疑 討 論 採 決 ○ 閉 会

平成29年第3回愛北広域事務組合議会定例会

開催日時 平成29年12月25日 午前10時00分

開催場所 愛北クリーンセンター 議場

本日の定例会に付した案件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案第8号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第9号 愛北広域事務組合職員退職手当支給条例の一部改正について

議案第10号 平成29年度愛北広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

会議に出席した者の氏名

第1番	柘植 満 君	第2番	丹羽 孝 君
第3番	木野 春徳 君	第4番	澤田 憲宏 君
第5番	近藤 五四生 君	第6番	杉浦 敏男 君
第7番	大沢 秀教 君	第8番	岡村 千里 君
第9番	吉田 鋭夫 君	第10番	矢幡 秀則 君
第11番	三浦 知里 君	第12番	中野 裕二 君
第13番	東 猴 史 君	第14番	伊藤 吉弘 君
第15番	幅 章 郎 君	第16番	宮地 友治 君
第17番	鈴木 麻住 君	第18番	鬼頭 博和 君
第19番	木村 冬樹 君	第20番	関戸 郁文 君
第21番	伊藤 隆信 君		

会議に欠席した者の氏名

なし

説明のため出席した者の氏名

管理者	鈴木 雅博 君	代表副管理者	山田 拓郎 君
副管理者	澤田 和延 君	副管理者	久保田 桂朗 君
副管理者	千田 勝隆 君	会計管理者	武田 達也 君
事務局長	片岡 和浩 君	業務課長	石川 晶崇 君
事務局員	永井 恵三 君	事務局員	高木 衛 君

事務局員	武田篤司君	事務局員兼 議会事務局員	阿部一郎君
事務局員	柴田義晴君	事務局員	丹羽至君
事務局員	宇野直樹君	事務局員	前田憲吾君
事務局員	墨井康仁君	事務局員	江口英樹君

(開会 午前10時00分)

○事務局員兼議会事務局員 (阿部一郎君)

ただいまから、平成29年第3回愛北広域事務組合議会定例会の開会式を行います。

初めに、宮地議長にご挨拶をいただきます。

○議長 (宮地友治君)

改めまして、皆さん、おはようございます。

皆様におかれましては、平成29年第3回愛北広域事務組合議会定例会をお願いいたしましたところ、定刻にご参集いただき、まことにありがとうございます。

本定例会に提出されます案件は、愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正を初め、3議案であります。慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○事務局員兼議会事務局員 (阿部一郎君)

続きまして、管理者であります大口町長から挨拶を申し上げます。

○管理者 (鈴木雅博君)

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は大変お寒い中、そしてまた大変ご多用中の中、平成29年第3回議会定例会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会に提出させていただく案件は、人事院勧告等に基づく条例の一部改正が2件と、一般会計の補正予算でございます。

慎重にご審議の上、適切なるご決定を賜りますこと心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○事務局員兼議会事務局員 (阿部一郎君)

これをもちまして開会式を終わります。

○議長 (宮地友治君)

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

これより平成29年第3回愛北広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、議長において、11番 三浦知里議員、12番 中野裕二議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、議会代表者会においてご協議をお願いしました結果、お手元に配付

しました会期案のとおり、本日1日間とすることに意見の一致を見ました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長(宮地友治君)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました議案については、前もって配付したとおりであります。以上、提出議案の報告にかえます。

本定例会の説明員として、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、ご報告申し上げます。

続いて、監査委員から、平成29年9月分から10月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。その内容については、お手元に配付したとおりであります。

愛北広域事務組合についての主な経過報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第8号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第6、議案第10号 平成29年度愛北広域事務組合一般会計補正予算(第1号)までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 鈴木大口町長。

○管理者(鈴木雅博君)

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第8号から議案第10号まで、一括して説明をさせていただきます。

議案第8号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正については、国家公務員の一般職の職員の給与改定等に基づき、必要な改正を行うものでございます。

次に、議案第9号 愛北広域事務組合職員退職手当支給条例の一部改正については、社会一般の情勢等を考慮し、必要な改正を行うものでございます。

次に、議案第10号 平成29年度愛北広域事務組合一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算から、それぞれ1,257万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、5億3,913万円とするものでございます。

概要につきましては、事務局長より説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(宮地友治君)

引き続き概要説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（片岡和浩君）

それでは私のほうから、概要説明のほうをさせていただきます。

議案第8号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、2条立ての改正となります。

第1条では、給料表の改定と勤勉手当の支給割合を引き上げるものでございます。

第2条は、第1条で引き上げた勤勉手当の支給割合を、6月と12月で平準化するための改正と、引用条文の番号及び字句の整理をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきますので、8ページのほうをお開きいただきたいと思います。

第1条関係につきましては、第19条の勤勉手当は、12月の支給割合を正規職員につきまして0.1カ月分、再任用職員につきまして0.05カ月分引き上げを行うものでございます。

附則第10項につきましては、55歳を超える職員のうち職務の級が6級以上である特定職員の勤勉手当の支給額を下げる調整率を改めるものですが、組合には現在、特定職員は在籍しておりません。

10ページからの別表第1、行政職給料表を全面改定いたします。基本ベースで全等級400円引き上げていますが、初任給を1,000円引き上げるなど、若年層に配慮した改定で、平均改定率は0.2%となっております。

今回の改正による組合の影響額は43万2,000円で、改定率は0.11%となります。

次に、13ページをお願いいたします。

第2条関係です。

第18条期末手当は、引用条文の番号及び字句の整理を行うものでございます。

第19条勤勉手当は、引用条文の番号の整理及び支給割合を6月と12月で平準化するものでございます。

附則第2項の単純労務者の給与は、行政職給料表（二）を削除した際の削除漏れを削除させていただくものです。

附則第6項以降は、平成30年3月31日までの間の経過措置である特定職員の給与等の減額に関する規定を削除するものでございます。

前のページに戻っていただきまして、6、7ページの附則をお願いいたします。

施行期日は公布の日からの施行とし、第1条の規定は平成29年4月1日から適用するものでございます。

第2条並びに附則第5項及び第6項の規定は、平成30年4月1日から施行するもの

です。

附則第3項で給与の内払い、第4項で規則への委任を規定しております。

附則第5項愛北広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、附則第6項愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、附則第6項の特定職員の給与等の減額に関する規定が削除されたことに伴い、所要の整備を図るものでございます。

説明は以上となります。

続きまして、議案第9号 愛北広域事務組合職員退職手当支給条例の一部改正について説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、平成29年4月に人事院から民間における退職金及び企業年金の実態調査結果と、国家公務員の退職給付に係る見解が示され、これに基づきまして、国におきましては民間の退職金及び企業年金との均衡を図るため、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が、平成29年12月15日に公布されております。

こうしたことから、愛北広域事務組合の退職手当につきましても、社会一般の情勢等を考慮いたしまして改正をするとともに、地方独立行政法人法及び雇用保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、3条立ての改正となります。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきますので、4ページのほうをお開きください。

第1条関係ですが、第7条勤続期間の計算は、地方独立行政法人法の改正に伴い、引用条文の番号を改めるものです。

7ページをお願いいたします。

第10条失業者の退職手当は、労働者の再就職の促進を図るため雇用保険法が改正され、失業等給付の支給対象が拡大されたことに伴い、所要の整備を図るものです。

9ページをお願いいたします。

附則第2項は、社会一般の情勢等を考慮し、民間企業との退職給付水準の均衡を図るため、国家公務員退職手当法の改正に準じ、退職手当の支給水準の調整率を「100分の87」から「100分の83.7」に引き下げるものでございます。

今回の引き下げに伴う影響額ですが、勤続年数や役職等で異なりますが、勤続35年で係長級職員が退職をした場合で試算をしますと、約67万円程度の減額となります。なお、組合では、今年度退職予定者はありません。

附則第6項は、失業者の退職手当の読みかえ規定ですが、組合は対象者となる職員はおりません。

12ページをお願いいたします。

第2条関係ですが、昭和48年条例第4号、愛北広域事務組合職員退職手当条例の一部を改正する条例の附則第3項中、退職手当の支給水準の調整率を下げるもの、次のべ

ページの第3条関係は、平成18年条例第3号、愛北広域事務組合職員退職手当条例の一部を改正する条例の附則第2条第1項中の退職手当の支給水準の調整率を下げるものでございます。

前のページに戻っていただき、2ページ、附則をお願いいたします。

施行期日は、平成30年1月1日から施行をするものです。ただし、条例第7条の改正規定は、平成30年4月1日から施行するものです。

附則第2項、第3項は、失業者の退職手当についての経過措置を規定するものでございます。

説明は以上となります。

最後に、議案第10号 平成29年度愛北広域事務組合一般会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

補正内容につきましては、9、10ページの歳出から説明をさせていただきます。

2款総務費は、158万4,000円の減額です。人件費は、先ほど説明しました給与改定等によるもので、13ページ以降に給与費明細書をつけてありますので、後ほどご確認をお願いいたします。3節職員手当等の通勤手当の減額は、派遣職員の異動に伴う差額分であります。15節工事請負費は、空調設備更新工事の事業費が確定したことによる減額です。

3款衛生費は、1,099万5,000円の減額です。うち、1項保健衛生費、1目火葬場事業運営費は、23万3,000円の減額です。主な内容としましては、4節共済費の厚生年金保険負担金は、再任用職員の共済負担率の変更に伴う増額でございます。15節工事請負費は、待合ロビー天井等改修工事の事業費が確定したことによる減額でございます。

次のページをお願いいたします。

2項清掃費、1目し尿処理場運営費は、998万4,000円の減額です。2節給料は、再任用予定者1名が再任用を辞退したことによる減額、11節需用費、光熱水費は、電気代を前期実績から算出した年間見込み額と予算額との差額分695万7,000円を減額、13節委託料は、契約額の確定に伴う不用額224万9,000円を減額、15節工事請負費は、し尿等受入口更新工事の事業費が確定したことにより、106万3,000円を減額するものです。19節負担金補助及び交付金、五条川右岸浄化センター負担金は、愛北クリーンセンターへの搬入量で算出をされますが、前期実績で市町からの搬入量が昨年より約1,300キロリットル程度増加をしており、年間の搬入見込み量が予算時の積算量を超過することから、不足分の増額をお願いするものです。

2目し尿処理場改良費は、77万8,000円の減額です。15節工事請負費の4件の工事の事業費が確定したことにより減額するものです。

次に、歳入について説明をさせていただきますので、7ページ、8ページをお願いい

たします。

1 款 1 項 1 目負担金は、2, 4 3 9 万 8, 0 0 0 円の減額となります。

3、4 ページに各市町の負担金の補正額の明細をつけておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思ひます。

4 款繰入金、7 7 万 8, 0 0 0 円の減は、し尿処理場改良費の事業費の確定に伴う基金からの繰入金の減額によるものでござひます。

5 款繰越金 1, 2 5 9 万 7, 0 0 0 円の増額は、平成 2 8 年度決算の確定に伴うものでござひます。

説明は以上となります。

○議長（宮地友治君）

以上で、議案の提案説明が終わりました。

議案精読のため、暫時休憩いたします。

（休憩 午前 1 0 時 1 9 分）

（再開 午前 1 0 時 3 0 分）

○議長（宮地友治君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第 8 号から議案第 1 0 号の議案審議を行います。

議案審議は議案ごとに行ひます。

初めに、議案第 8 号について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（宮地友治君）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第 8 号について、討論を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（宮地友治君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより、議案第 8 号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（宮地友治君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 号は原案とおり可決されました。

次に、議案第9号について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（宮地友治君）

19番 木村冬樹議員。

○19番（木村冬樹君）

19番 木村です。

2点ほどお聞かせいただきたいと思います。

1点目は、先ほどの事務局長の説明の中で、今回の退職手当の引き下げの影響額として、35年勤続で係長級で約67万円というふうにおっしゃられました。

この数字というのは、人事院の官民比較調査でいうと、約78万円の官民格差があるというふうにして、国家公務員の退職手当法の改正が行われておるんですが、この愛北広域事務組合の67万円というのは、平均的な数字というふうに見ていいのかどうか、その辺について見解をお聞かせください。

○議長（宮地友治君）

事務局長。

○事務局長（片岡和浩君）

先ほど議案説明のところ、35年勤続で係長級で67万ということでご説明をさせていただきましたが、基本的にはそれが、組合、かなり高齢化をしているほとんどの方が役職としては主査級、係長級ということでもありますので、平均というふうに私どもは考えております。

(挙手する者あり)

○議長（宮地友治君）

19番 木村冬樹議員。

○19番（木村冬樹君）

もう一点お聞かせください。

今回、この退職手当の引き下げについて、愛北広域事務組合の職員の中では労働組合がありませんので、職員の代表者に説明等が行われているというふうに思いますが、その状況と合意の状況などはどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思ます。

○議長（宮地友治君）

事務局長。

○事務局長（片岡和浩君）

職員のほうへの説明につきましては、今回、人事院勧告に基づく給与の改定とあわせて、退職手当の改正内容も全職員に説明のほうをさせていただいております。

そのときに、特にご意見等は出ておりません。一定の理解をいただいているという認識をしておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（宮地友治君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（宮地友治君）

8番 岡村千里議員。

○8番（岡村千里君）

犬山市の岡村です。

私も質疑をさせていただきます。

12月に出された人事院勧告に基づいてということですが、この調整率100分の87から100分の83.7というのは、その勧告に基づくものかどうか、その積算根拠ですね、根拠をまずお示してください。

○議長（宮地友治君）

事務局長。

○事務局長（片岡和浩君）

基本的には、退職手当につきましては、人事院勧告とは別に、人事院のほうで調査をした結果、民間との差を調整するというので、調整率のほうをさわっておりまして、先ほどご説明をさせていただきました国家公務員の退職手当法の改正と同様の内容になっておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（宮地友治君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（宮地友治君）

8番 岡村千里議員。

○8番（岡村千里君）

影響額としては、35年勤務された方は67万円ということなんですけれど、やはり退職金というのは、今後のその方の人生にとっても非常に大きいものだというふうに思いますけれども、そういったいろいろ調査がある中でのことだとは思いますが、やはりこういったことについては引き下げでないというふうにするのが望ましいと考えるんですけれども、その辺の認識についてお伺いをします。

○議長（宮地友治君）

事務局長。

○事務局長（片岡和浩君）

先ほどご説明をさせていただきましたが、今回の人事院のほうで調査をしまして、

民間と退職一時金と企業年金を合わせての退職給付額が公務員のほうが上回っていたということで、官民の均衡を図るために国のほうも改定をしておりますので、同様の改定のほうをさせていただくというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮地友治君）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（宮地友治君）

では、これをもって質疑を終結いたします。

議案第9号について、討論を許します。

（挙手する者あり）

○議長（宮地友治君）

19番 木村冬樹議員。

○19番（木村冬樹君）

19番 木村です。

議案第9号 愛北広域事務組合職員退職手当支給条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

今回の条例の一部改正につきましては、社会一般の情勢等を考慮し改正を行うものとしていますが、人事院の調査に基づく国家公務員退職手当法改正に準じて、退職手当の支給水準を引き下げることが主な内容となっています。退職手当は、賃金の後払いという性格を持っており、明らかに労働条件の一部であるというふうに考えます。

今回の退職手当引き下げを、愛北広域事務組合の職員に当てはめると、係長級35年勤続で約67万円引き下げるといふ、こういう説明が行われました。これだけの労働条件の引き下げを一気に行うということは、労働基本権が制約されている公務労働者の権利を侵害するものではないでしょうか。

今回の退職手当引き下げは、人事院の官民比較調査で、平均約78万円の官民格差があるとして、官民均衡の確保を理由としています。しかし、この調査につきましては、中身が不透明なものであり、非常に限定的なものであるという国会での指摘もあるわけです。

こういった点におきまして、労働者の生涯設計に大きな影響を及ぼす退職手当引き下げを主な内容とするこの議案については、反対といたします。

○議長（宮地友治君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（挙手する者あり）

○議長（宮地友治君）

14番 伊藤吉弘議員。

○14番（伊藤吉弘君）

議案第9号 愛北広域事務組合職員退職手当支給条例の一部改正について、賛成の立場として賛成討論を行います。

今回の改正の趣旨は、人事院により、民間における退職金等の実態調査について、国家公務員の退職給付に係る見解が示されたことによる、官民均衡の観点に基づいた改正であり、民間との約78万円の格差を是正するものでございます。

国におきましても、国家公務員退職手当法の改正と同様に、人事院の全国的な調査に基づく適切な退職手当条例の改正でありますので、議案第9号について賛成するものでございます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（宮地友治君）

ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（宮地友治君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより、議案第9号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮地友治君）

挙手多数であります。よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

次に、議案第10号について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（宮地友治君）

19番 木村冬樹議員。

○19番（木村冬樹君）

19番 木村です。

この補正予算についても、2点お聞かせいただきたいと思っております。

1点目は、9、10ページにあります衛生費の中の火葬場事業運営費の中で、工事請負費、待合ロビー天井等改修工事の減額補正について、少し状況をお聞かせいただきたいというふうに思っています。

それで当初、設計の前は3カ月ぐらい工期がかかるということでありましたが、2カ月ということ、設計後進められてきた工事だというふうに思います。主には、天井のシャンデリアを外してLED照明にするということと、天井の耐震補強が行われたとい

うふうに思いますが、この2カ月間の工事の中で、喫茶室等が閉鎖されるということも含めまして、利用者の声などで、何か不満な点だとか、いろいろそういう声があったのかどうか、また工事について順調に行われたのかどうか、こういった工事の状況についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮地友治君）

事務局長。

○事務局長（片岡和浩君）

待合ロビーの天井等改修工事でございますけれども、8月のお盆のころから改修をさせていただきますまして、10月には工事が完了したという状況でございます、その間の利用者からの声というのは、特に組合のほうには届いておりませんので、問題がなかったというふうに認識をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮地友治君）

ほかに質疑は。

（挙手する者あり）

○議長（宮地友治君）

19番 木村冬樹議員。

○19番（木村冬樹君）

19番 木村です。

わかりました。順調に工事が行われ、支障なく完了したというふうに確認しておきます。

もう一点ですが、11ページ、12ページにありますし尿処理場運営費の中で、負担金補助及び交付金の中の五条川右岸浄化センター負担金についてもお聞かせいただきたいと思います。

先ほど、搬入量が1,300キロリットルほどふえて、それに伴う負担金の増加だというふうにお聞きしました。それで、現在、節水器具の普及だとか、節水意識だとか、こういった中で、また下水道の整備の状況によって、この施設に入ってくるし尿の量というのは、この間減ってきているというふうに思うわけですけど、今回、この増加というふうになっているところの要因といいますか、そういったものが少しわかれば教えていただきたいと思います。わずかな増減なのかなあというふうに思っているんですけど、その増加の要因など、わかりましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮地友治君）

事務局長。

○事務局長（片岡和浩君）

搬入量の増加についての要因ということでございますが、し尿や浄化槽汚泥の搬入量は、例年、議員さんが言われるとおり減少傾向というふうな形で推移をしておりますが、

過去の実績を見ますと、何年かに1度、前年度を上回るというような実績がございます。

増加の要因としましては、新しい浄化槽の設置や、あと、くみ取りのタイミングもあろうかと思えます。それと、合併浄化槽から下水道へつなげる場合や、浄化槽自体を更新する場合に、しゅんせつで一時的に搬入量がふえるというようなケースが考えられるというふうに思っております。

○議長（宮地友治君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

○議長（宮地友治君）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第10号について、討論を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（宮地友治君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第10号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（宮地友治君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

以上で本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもって、平成29年第3回愛北広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

○事務局員兼議会事務局員（阿部一郎君）

ただいまから閉会式を行います。

宮地議長にご挨拶をいただきます。

○議長（宮地友治君）

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には、議事運営に格別のご協力を賜り、本日予定されておりました全日程を滞りなく議了することができましたこと、この場をおかりして、厚く御礼申し上げます。

年の瀬も押し迫り、厳しい寒さも続いておりますが、体調など崩さぬよう、くれぐれもご自愛くださいますよう、また最後になりますが、皆様にはよいお年をお迎えくださいますよう心よりお祈り申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

○事務局員兼議会事務局員（阿部一郎君）

管理者から挨拶を申し上げます。

○管理者（鈴木雅博君）

本日は長時間にわたりまして慎重にご審議を賜り、まことにありがとうございました。そして、適切なるご決定を賜りましたことを、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

平成29年も残すところあとわずかでございます。

ことし1年、皆様には大変お世話になり、まことにありがとうございました。

来年も本年と同様、ご指導・ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願いを申し上げまして、簡単ではございますが閉会のご挨拶にさせていただきます。本日はありがとうございました。

○事務局員兼議会事務局員（阿部一郎君）

以上で閉会式を終わります。

（閉会 午前10時46分）